

京都市告示第60号

京都市宇津峡公園条例第13条の規定に基づき、平成17年4月1日から平成18年3月31日まで京都市宇津峡公園の管理を次のとおり委託します。

平成17年4月1日

京都市長 梶本 頼兼

受託者の名称	所在地	委託する事務の範囲
財団法人きょうと京北ふるさと公社	京都市右京区京北上弓削町段上ノ下2番地の1	1 京都市宇津峡公園（以下「公園」という。）の利用許可に関する事 2 公園を設置目的に従った利用に供すること。 3 公園の施設、付属施設及びその他の物品の維持管理及び安全に関する事。 4 前各号に掲げるもののほか、公園の管理に関し、甲が必要と認める事項

(産業観光局農林振興室農業振興整備課)